

北区にお住まいのひとり親家庭のお父様・お母様へ

生活福祉課の支援ご案内

北区役所第三庁舎1階 母子・父子自立支援員 電話 03-3908-1142

ひとり親（母子・父子）家庭相談

ひとり親（母子・父子）家庭の就業や生活設計等の相談に応じています。ひとり親家庭の父・母の就労支援をはじめ、必要に応じて、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、子ども家庭支援センターなど他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援していきます。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

（この事業は、個人番号法の利用事務です。）

ひとり親家庭の父または母が、その能力を開発し適職につくために、受講した教育訓練の費用の一部を区が給付して、自立を支援する事業です。

支給対象となる教育訓練講座は、雇用保険法に基づき指定された教育訓練講座です。厚生労働省のホームページなどから検索することができます。受講申込み前に母子・父子自立支援員との面接相談が必要です。

なお、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格をお持ちの方は、まずハローワークにご相談ください。（当事業では雇用保険法による教育訓練給付との差額分を支給します。）

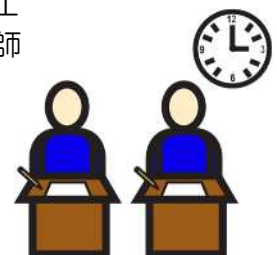
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

（この事業は、個人番号法の利用事務です。）

ひとり親家庭の父または母の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援する事業です。修業期間中の生活の負担を軽減するために給付金を支給します。申請方法についてはお問い合わせください。事前に母子・父子自立支援員との面接相談が必要です。養成機関（原則通学制）において6か月以上の課程で修業する下記の資格です。

対象資格

- | | | | |
|------------|------------|------------|---------|
| (1) 看護師 | (2) 准看護師 | (3) 介護福祉士 | (4) 保育士 |
| (5) 理学療法士 | (6) 作業療法士 | (7) 保健師 | (8) 助産師 |
| (9) 理容師 | (10) 美容師 | (11) 歯科衛生士 | |
| (12) 社会福祉士 | (13) 製菓衛生師 | (14) 調理師 | 等 |



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父または母及び子が、高等学校卒業程度認定試験の合格のために受講する講座（通信講座を含む。）費用の一部を区が支給して、高等学校卒業程度認定資格の取得を支援する事業です。

支給対象となる講座はあらかじめ区の認定を受ける必要がありますので、講座受講前に、母子・父子自立支援員との面接相談が必要です。

なお、受講する講座が高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は、本事業の対象になりません。

ひとり親家庭自立支援プログラム策定

ひとり親家庭の父または母が対象です。安定した収入を得て自立するための仕事探しや就職準備などを就労支援員がお手伝いします。

個々の状況に応じた自立支援プログラム（就労計画書）を策定し、ハローワークと連携して就労を支援します。



母子生活支援施設

※入所には審査があります。 （この事業は、個人番号法の利用事務です。）

生活上のさまざまな問題を抱え、子ども（18歳未満の児童）の養育にお困りの母子世帯を支援する児童福祉施設として区立の母子生活支援施設があります。入所世帯には母子で暮らす住まいの提供のほか、生活福祉課と施設が連携してさまざまな支援を行いますので、自立に向けた努力をお願いしています。

施設内には保育園はありませんが、緊急時には一時保育を行うなどの援助もしています。

お子さんに対しては、生活、学習、遊びの指導を通じて、その健全育成をはかっており、保育園、学校等と連携してお子さんが適応できるように援助します。放課後は職員がついて学習室を開放し、自由遊びや学びの場を提供し地域との交流も図っています。

入所期間は原則2年間です。

（施設概要）

定数 24 世帯。竣工平成 10 年。駅徒歩圏内。
門限有（午後 10 時）。24 時間職員在所
学習室、集会室、事務室等有り
居室は原則 1 DK（風呂・トイレ付）



（費用負担）

所得に応じた費用負担（一般住宅の家賃に相当するもの）あり。

住民税非課税世帯は 0 円、その他世帯は月額 2,200 円～となります。

（例）住民税が均等割額のみ（所得割額なし） 2,200 円

住民税の所得割額 9,000 円以下 3,300 円 など

※各居室の光熱水費は自己負担です。

ひとり親家庭への各種貸付資金

（東京都母子及び父子福祉資金貸付事業は、個人番号法の利用事務です。）

東京都では、ひとり親家庭の方々が経済的に自立し、安定した生活を送るために必要とする資金（東京都母子及び父子福祉資金）をお貸ししています。また、区では他の資金から借受が困難で、災害、疾病、その他応急に必要なとする費用の調達が困難な母子世帯の方に母子福祉応急小口資金をお貸ししています。貸付条件等詳細については下記までお問い合わせください。

貸付相談先：北区生活福祉課 生活支援係 電話：03-3908-9046

北区役所第二庁舎4階